

令和2年第2回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和2年6月26日（金）午前10時開議

- 第1 諸般の報告  
議案の提出について
- 第2 議案第56号令和2年度長久手市一般会計補正予算（第6号）及び議案第57号リニモテラス公益施設整備工事請負契約の締結について  
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）
- 第3 議案第44号から議案第50号まで、議案第52号から議案第54号まで及び議案第56号並びに議案第57号  
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

## 総務くらし建設委員会

議案番号            件 名

議案第57号    リニモテラス公益施設整備工事請負契約の締結について

## 予算決算委員会

議案番号            件 名

議案第 5 6 号      令和 2 年度長久手市一般会計補正予算（第 6 号）

議会報告会について

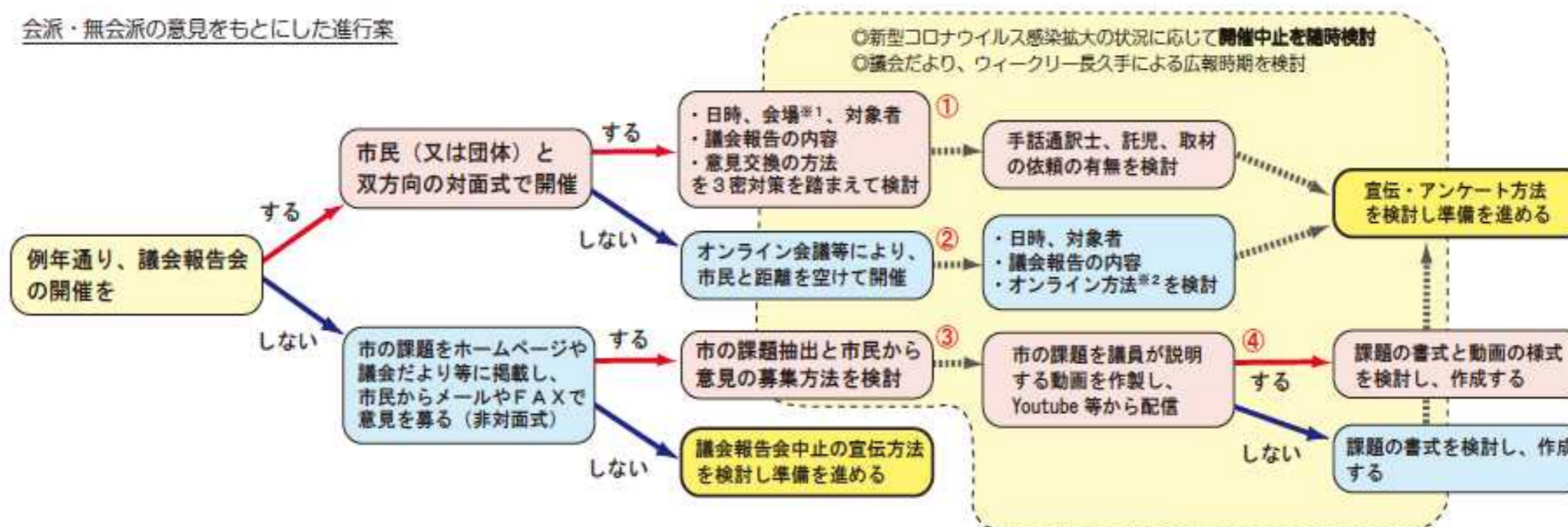
第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、その情報について説明責任を十分果たすよう努めなければならない。

※新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐ観点から、開催の有無と開催の場合の方法について議会運営委員会（令和2年6月1日）で伺いました。

各会派・無会派の意見

改革ながくて	芯政クラブ	長久手グローバルネット	無会派
例年の方法では中止の方向。 HPには市内の課題を提案し (議会活動を報告)、市民か らメール・FAXなどで意見をい ただき意見交換ができるよう にしたらどうか。	中止を決めるには時期尚早。 ・まず開催日を決定し、開催 準備を進めつつ開催日2ヶ月 前を目処に開催の有無を決定 する。	従来の方法以外で開催する。 ・小中学生むけに5分程度の 議会報告の動画を作成し視聴 をお願いする。 ・一般向け動画を作成する。 市議会HP、議会だより等の他 にウィークリー長久手でダイ ジェストを放送してもらう。 どちらもアンケートを用意 し、意見の集約ができるよう にする。	開催3、中止3、どちらとも言えない3。 ・10月か11月に開催する予定にして準備を進め、告知ご ろにコロナの状況を見て判断。 ・「定期的に開催する」とあるが市民の安全に配慮して中止 することも可能。第2波も心配。しかしこのような時期だか ら議会に意見が言いたいという意見がありそうならギリギリ まで判断を待っても良いのでは。 ・今年中止とし、来年度以降ICTを活用した開催の検討をし てみる。・議会報告会を一度しか体験していないという前提 での意見だが、まず名称と内容に整合性がないように思う。 議会報告会の目的は議会活動を市民に伝え、市民と議員の意 見・情報交換であるならば、昨年度はあまり効果がなかった と感じている、そもそも議会全体で行うことなのか。議会が 一丸となって取り組んでいるという単なるアピールに感じ た。 ・各派ごと、各議員がそれぞれの主義・主張に沿ってやるべ きことだと考える。

会派・無会派の意見をもとにした進捗案



※1 公民館と福祉の家は、貸し室の定員を30人以下とする人数制限有り(感染拡大状況により制限内容に変更有)

※2 Zoom(ズーム)、Google Meet(グーグルミート)、Microsoft Teams(マイクロソフトチームス)等

## 議会基本条例の検討課題について

### 議会基本条例第22条 見直しについて

議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

※ \_\_部分の条例改正について各会派・無会派の意見を伺った。

#### 各会派・無会派の意見

改革ながくて	芯政クラブ	長久手グローバルネット	無会派
<u>__</u> 部分の条例を 「必要に応じ、適宜」に変更	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に <u>検証し、必要があると認めるときはこの条例の改正を含め適切な措置を講ずるものとする。</u>	<u>__</u> 部分の条例を 「必要に応じ、随時、適宜」に変更	・ <u>__</u> 部分の条例を 「必要に応じ、随時」に変更 ・検討の開始が速やかであればこのままで良いのではないか。 ・「速やかに」は法律用語であり速さを求められる言葉。必要に応じ、随時であれば幅広く使える。

#### (案) 議会基本条例第22条

議会は、必要に応じこの条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要があると認めるときはこの条例の改正を含め議会運営委員会において検討するものとする。

議会基本条例の検討課題について

議会基本条例第21条 災害時の対応について

議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るように努めるものとする。

「大規模災害時における市議会の対応に関する規定」（申し合わせ事項と先例集P51）は地震や風水が意地を想定した行動マニュアルが設置されている。

※既存のマニュアルに加筆すべきかなど意見をうかがった。

行動マニュアルの改定は議会運営委員会で行うことを6月1日に決めた。

各会派・無会派の意見

改革ながくて	芯政クラブ	長久手グローバルネット	無会派
新たに「長久手市新型インフルエンザ等対策行動計画」に準じた市議会のマニュアルを作成する必要がある。 https://www.city.nagakute.lg.jp/hoken/pandemicinfluenza/documents/shingata202002.pdf	「2 災害対策本部会議の設置」を追加。 議長は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に必要があると認めるときは、市災害対策本部と連携して、市議会災害対策会議を設置することができる。 (行ずれにより) 「3 基本方針」 「(3)その他の災害及び重大な健康危機等発生のおそれがある場合」と変更。	新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等致命率の高い感染症の流行、原子力災害、大規模なテロ、弾道ミサイル攻撃など武力攻撃による被害が発生する場合は考えられ、市民の生活とる。 ① 4 行動原則の1行目「議員は長久手市地域防災計画に定める…」に…計画(等)を加筆する。 ② 5 行動基準に感染症対策の行動基準を加筆する。 加筆内容案※	4 行動原則の1行目「議員は長久手市地域防災計画に定める…」に…計画(等)を加筆する。 ・感染症対策行動基準(マニュアル)として別立てにする。 ・5 行動基準の次に「6 感染症対策行動基準」を入れる。 ・6の「この規定に定めがないものは議員が協議して定める」を頼る…か。

(案) 議会基本条例第21条

議会は、大規模災害、その他の災害及び市民に重大な健康危機等発生のおそれがある緊急事態が発生した時は、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るように努めるものとする。

※

(1)致命率の高い感染症の流行が国内で認められた場合または、長久手市が感染症対策本部会議体制を設置した場合に、迅速な情報共有と意思決定が可能な体制を整えるため議長は市の感染症対策本部会議に出席するとともに、状況に応じた議会対応を協議するため議員を議場へ召集し対策会議を開催する。

(2)議員は、緊急の場合を除き、対策本部への要望及び提言については、対策会議でまとめ議長を窓口として行う。

(3)議員、議会事務局職員、傍聴者などの感染防止策を実施する。(令和2年3月議場でのマスク着用、毎日の体温・体調・行動記録、5月非接触型体温計の購入により傍聴者の検温チェック)

(4)対策会議では、正確な情報をもとに事態の進展に応じた事業継続の検討・計画を策定し、議会日程の変更などにより優先度の高いものが速やかに処理される体制を整える。休止・延期・頻度を減らすことができる業務を協議決定する。

(5)議会日程の変更をはじめ議会の決定事項は速やかにホームページなどから発信する。

(6)平時に、感染予防対策用品の備蓄を進め、3密を避けるためにオンラインでの委員会審査ができるよう準備、訓練しておく。また市民が傍聴に足を運ばなくても見られる環境の整備を進める。

## 大規模災害時における市議会の対応に関する規定 (災害対策行動マニュアル)

### 1 目的

長久手市議会は、大規模災害等の緊急事態発生時において、市民の生命、身体及び財産の安全と安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制を整えることを目的とする。

### 2 災害対策本部会議の設置

長久手市議会議長（以下、議長）は、市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速な情報共有と意思決定が可能な体制を整えるため、長久手市議会災害対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置することができる。

### 3 基本方針

議長は、下記の場合に副議長とともに市議会の災害対応を統括する。

- (1) 市内で震度5強以上の地震が発生したとき
- (2) 大雨、洪水、暴風、火災等により市内に甚大な被害が生じたとき
- (3) その他の災害や感染症等、市民に重大な健康危機が発生する恐れがある場合

### 4 基本姿勢

長久手市議会（以下、市議会）は、下記の対応を基本とする。

- (1) 長久手市災害対策本部（以下、「市対策本部」という。）が迅速、かつ円滑に応急活動ができるよう最大限の協力、支援をする。
- (2) 国、県、関係各機関に必要な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みをバックアップすること。
- (3) 広域的な応援体制が必要と判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携を図ること。
- (4) 大規模災害時にあつては、議員や職員のみならず、庁舎の被災も想定されるため、状況に応じた柔軟かつ的確な対応をする。

### 5 行動原則

議員は、長久手市地域防災計画等に定める市対策本部が設置された場合は、その所在を議会に報告し連絡体制を整える。また、大規模な災害が発生した場合は、自身及び家族の安全確保を第一とし、連絡手段が確保できたときは、

自身及び周辺の被災状況を議会に報告する。また、招集があるまでは一市民として、応急対策等に参加すること。その際は市民の安全の確保と不安の払しょくを優先し対処することを心がけること。

## 6 行動基準

### (1) 初動期

#### ◇災害発生 24 時間以内

初動期においては、議員の安否を確認し、連絡体制を構築する。

ア 各議員は、議会事務局と連絡を取り、安否状況、連絡先、被害の状況を報告する。連絡のない議員に対しては、議会事務局から安否及び連絡先の確認をする。

イ 議長（議長に事故あるときは別表のとおり）は、議会事務局と連絡を取り、市対策本部が設置されたときは、議長及び副議長は、速やかに議会控室に参集する。

ウ 議員は、自身の安全を確保したうえで、居住地域等において救援・救護活動をするとともに、情報収集に努める。

エ 議員は、緊急の場合を除き、市対策本部への要望及び提言については、原則議長（議会事務局）を窓口として行う。

オ 議会事務局長及び議会事務局指定職員は、市対策本部の状況を議長に報告し、議会からの要請等を市対策本部に報告する。この場合、残りの議会事務局職員は、議長の命を受け事務に従事する。

#### ◇災害発生 72 時間以内

ア 議長は、状況に応じて議会対応を協議する災害対策会議（以下、「対策会議」という。）を行うため、議員を議員控室へ招集する。ただし、議員控室が使用できない場合は、議長が別に定める。

イ 必要に応じて、議長及び副議長は、災害地視察をする。

ウ 議員の参集は、原則徒歩とし、自己の飲料水、食料等を必要に応じて携行する。

### (2) 中期（災害発生後おおよそ 1 週間以内）

中期においては、対策会議に参集し、議長の指揮の下、被災地、避難所における情報収集を行うとともに、市対策本部との情報共有をする。

ア 対策会議は、市対策本部から収集した情報、調査結果等を共有するとともに、次の事項について協議する。

・今後の活動方針



- ・調査活動スケジュール
  - ・調査概要（調査場所、調査項目、調査方法等）
  - ・役割分担（被災地、避難所等への議員派遣等）
- イ 議員は、対策会議で担当することとなった被災地や避難所に赴き、被災状況等を調査し、結果を議長へ報告する。また調査の際、市民から質問や意見等があれば、市対策本部からの情報に基づき、相談又は助言をする。
- ウ 議長は、調査結果を集約し、市対策本部へ報告する。
- (3) 後 期（災害発生後1週間以降） 市対策本部との連携の下に、復旧・復興に向けた市の取組等について検討 する。
- ア 復旧・復興に必要な施策、国、県など関係機関に対する要望事項等を調査し、結果を議会が取りまとめる。
- イ 議長は、調査結果を市対策本部に提供する。

## 7 健康危機等発生時

- (1) 議員は、議会事務局と連絡を取り、健康状態を報告する。
  - (2) 議員は、緊急の場合を除き、市対策本部への要望及び提言については、原則議長（議会事務局）を窓口として行う。
  - (3) 議員及び議会事務局は、傍聴者を含め、議会内における健康被害防止策を速やかに実施する。（マスクの着用、検温、換気、三密回避の徹底等）
  - (4) 対策会議からの情報は、市議会ホームページ及びフェイスブックを通じて市民に提供する。
- 8 災害時でも議会機能を維持できるよう、平時からオンラインを使用した会議や、市民が傍聴できるしくみ作りについて検討し、訓練をしておく。
- 9 この規定に定めがないものは議員が協議して定める。
- 10 この規定は平成28年5月18日から施行する。なお、平成8年9月4日制定の「大震災発生時における市議会の応急活動等について」は廃止する。

## 大規模災害時における市議会の対応に関する規定 (災害対策行動マニュアル)

### 1 目的

長久手市議会は、大規模災害等の緊急事態発生時において、市民の生命、身体及び財産の安全と安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制を整えることを目的とする。

### 2 災害対策本部会議の設置

長久手市議会議長（以下、議長）は、市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速な情報共有と意思決定が可能な体制を整えるため、長久手市議会災害対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置することができる。

### 3 基本方針

議長は、下記の場合に副議長とともに市議会の災害対応を統括する。

- (1) 市内で震度5強以上の地震が発生したとき
- (2) 大雨、洪水、暴風、火災等により市内に甚大な被害が生じたとき
- (3) その他の災害や感染症等、市民に重大な健康危機が発生する恐れがある場合

### 4 基本姿勢

長久手市議会（以下、市議会）は、下記の対応を基本とする。

- (1) 長久手市災害対策本部（以下、「市対策本部」という。）が迅速、かつ円滑に応急活動ができるよう最大限の協力、支援をする。
- (2) 国、県、関係各機関に必要な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みをバックアップすること。
- (3) 広域的な応援体制が必要と判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携を図ること。
- (4) 大規模災害時にあつては、議員や職員のみならず、庁舎の被災も想定されるため、状況に応じた柔軟かつ的確な対応をする。

### 5 行動原則

議員は、長久手市地域防災計画等に定める市対策本部が設置された場合は、その所在を議会に報告し連絡体制を整える。また、大規模な災害が発生した場合は、自身及び家族の安全確保を第一とし、連絡手段が確保できたときは、

自身及び周辺の被災状況を議会に報告する。また、招集があるまでは一市民として、応急対策等に参加すること。その際は市民の安全の確保と不安の払しょくを優先し対処することを心がけること。

## 6 行動基準

### ① 災害発生時

#### (1) 初動期

##### ◇災害発生 24 時間以内

初動期においては、議員の安否を確認し、連絡体制を構築する。

ア 各議員は、議会事務局と連絡を取り、安否状況、連絡先、被害の状況を報告する。連絡のない議員に対しては、議会事務局から安否及び連絡先の確認をする。

イ 議長（議長に事故あるときは別表のとおり）は、議会事務局と連絡を取り、市対策本部が設置されたときは、議長及び副議長は、速やかに議会控室に参集する。

ウ 議員は、自身の安全を確保したうえで、居住地域等において救援・救護活動をするとともに、情報収集に努める。

エ 議員は、緊急の場合を除き、市対策本部への要望及び提言については、原則議長（議会事務局）を窓口として行う。

オ 議会事務局長及び議会事務局指定職員は、市対策本部の状況を議長に報告し、議会からの要請等を市対策本部に報告する。この場合、残りの議会事務局職員は、議長の命を受け事務に従事する。

##### ◇災害発生 72 時間以内

ア 議長は、状況に応じて議会対応を協議する災害対策会議（以下、「対策会議」という。）を行うため、議員を議員控室へ招集する。ただし、議員控室が使用できない場合は、議長が別に定める。

イ 必要に応じて、議長及び副議長は、災害地視察をする。

ウ 議員の参集は、原則徒歩とし、自己の飲料水、食料等を必要に応じて携行する。

#### (2) 中期（災害発生後おおよそ1週間以内）

中期においては、対策会議に参集し、議長の指揮の下、被災地、避難所における情報収集を行うとともに、市対策本部との情報共有をする。

ア 対策会議は、市対策本部から収集した情報、調査結果等を共有するとともに、次の事項について協議する。

- ・今後の活動方針
- ・調査活動スケジュール
- ・調査概要（調査場所、調査項目、調査方法等）
- ・役割分担（被災地、避難所等への議員派遣等）

イ 議員は、対策会議で担当することとなった被災地や避難所に赴き、被災状況等を調査し、結果を議長へ報告する。また調査の際、市民から質問や意見等があれば、市対策本部からの情報に基づき、相談又は助言をする。

ウ 議長は、調査結果を集約し、市対策本部へ報告する。

(3) 後 期（災害発生後1週間以降） 市対策本部との連携の下に、復旧・復興に向けた市の取組等について検討 する。

ア 復旧・復興に必要な施策、国、県など関係機関に対する要望事項等を調査し、結果を議会が取りまとめる。

イ 議長は、調査結果を市対策本部に提供する。

## ② 健康危機等発生時

(1) 政府において、緊急事態宣言等の発令が予測される場合

ア 議長（議長に健康被害があるときは別表のとおり）及び副議長は、議会事務局と連絡を取り、市対策本部が設置されたときは、議会控室に参集する。

イ 議会事務局長及び議会事務局指定職員は、市対策本部の状況を議長に報告し、議会からの要請等を市対策本部に報告する。

ウ 議員は、緊急の場合を除き、市対策本部への要望及び提言については、原則議長（議会事務局）を窓口として行う。

エ 議員及び議会事務局は、傍聴者を含め、議会内における健康被害防止策を速やかに実施する。（マスクの着用、検温、換気、三密回避の徹底等）

(2) 政府において、緊急事態宣言等が発令された場合

ア 議員は、議会事務局と連絡を取り、健康状態を報告する。

イ 議長は、状況に応じて議会対応を協議する対策会議を行うため、議員を議員控室へ招集する。ただし、議員控室が使用できない場合は、議長が別に定める。

ウ 対策会議からの情報は、市議会ホームページ及びフェイスブックを通じて市民に提供する。

7 災害時でも議会機能を維持するという根幹的な役割を果たせるよう、平時か

らオンラインを使用した会議や、市民が傍聴できるしくみ作りについて検討し、試行する。

8 この規定に定めがないものは議員が協議して定める。

9 この規定は平成28年5月18日から施行する。なお、平成8年9月4日制定の「大震災発生時における市議会の応急活動等について」は廃止する。